

大阪市民病院機構が発注する工事の前払金に関する要綱

制 定 平成 26 年 10 月 1 日

最近改正 令和元年 5 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「法人」という)が発注する工事の、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事又は測量に要する経費の前払金に関して必要な事項を定める。

(前払の対象及び率)

第 2 条 前条に規定する工事又は測量(以下「工事等」という。)に関しては、当該工事等の請負人に対し、次の各号に掲げる工事等の区分に応じて、当該各号に定める割合を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。

- (1)土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)で請負代金額が 1,000,000 円以上のもの 請負代金額の 4 割
 - (2)土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で請負代金額が 1,000,000 円以上のもの 請負代金額の 3 割
 - (3)土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で請負代金額が 1,000,000 円以上のもの 請負代金額の 3 割
- 2 前項第 1 号に掲げる工事が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとなったときは、同項の規定により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の 2 割を超えない範囲内で前払金(以下「中間前払金」という)を支払うことができる。
- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること
 - (4) 当該工事において、大阪市民病院機構契約規程第 52 条に規定する部分払の請求がされていないこと
- 3 前払金の最高限度額は 3 億円(中間前払金については 1.5 億円)とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金合計額は請負代金額の 6 割を超えないものとする。
- 4 前各項に定める前払金の率等は入札公告、指名通知書又は見積書に記載して明示す

る。

(長期継続契約の取扱い)

第3条 前条第1項第1号又は第3号に掲げる工事について長期継続契約を締結する場合

(大阪市等との協議等により当該工事に係る予算執行の計画が調整されている場合その他契約の性質上、理事長が各会計年度ごとに前払金を支払うことが適当でないとする場合を除く。)における同条の規定の適用については、同条第1項中「前払金」とあるのは「各会計年度ごとに前払金」と、同項第1号中「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の予定される出来高に相応する請負代金額(以下「出来高予定額」という。)の」と、同項第3号中「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の」と、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号」と、「請負代金額の2割」とあるのは「各会計年度ごとに、当該会計年度の出来高予定額の2割」と、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事の実施期間」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の」と、同項第4号中「おいて、」とあるのは「おいて、当該会計年度における次条第1項の規定により読み替えられた前項第1号の規定による前払金の請求を行った後に」と、同条第3項中「前払金」とあるのは「各会計年度ごとの前払金」と、「請負代金額の」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の」とする。

- 2 会計年度の第4四半期において前項に規定する契約を締結する場合における同項の規定の適用については、当該契約を締結した会計年度及びその翌会計年度を併せて1の会計年度とみなすことができる。
- 3 前2項の場合において、当該会計年度の前年度末における出来高に相応する請負代金額が当該会計年度の前年度までの出来高予定額に達しないときは、当該請負代金額が当該出来高予定額に達するまでの間、当該会計年度の前払金を支払わないものとする。
- 4 契約締結年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を支払うにあたっては、当該工事が、前項に定める出来高予定額に達していることについての認定をしなければならない。ただし、前年度末における当該工事の部分払の請求のための既済部分に係わる検査により当該出来高予定額に達していることについて確認できる場合はこの限りでない。
- 5 前項の場合においては、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

(前払の適用除外)

第4条 第2条の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるときは、前払金支払の率を減じ又は前払金を支払わないことができる。

(前払金の追加払等)

第5条 前払金の支払後、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の2割以上増減した場合には、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加して支払い、又は返還させることがある。

2 前払金の支払後、請負代金額が減額により第2条第1項各号に定める金額未満となったときは、同条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

(前払金の返還)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき
- (2) 請負契約を解除したとき

(中間前払金に係る認定)

第7条 中間前払金を支払うにあたっては、あらかじめ、第2条第2項の要件に該当することについての認定をしなければならない。

- 2 前項の認定を行うにあたっては、受注者に認定請求書(様式1)及び工事履行報告書(様式2)の提出を求めるものとする。
- 3 前項に定める書類の提出があった場合には、直ちに認定を行い、その結果が妥当と認められるときは、認定調書(様式3)により受注者へ通知するものとする。

(前払金の整理)

第8条 前払金の整理については、部分払のつど、前払金精算額を部分払金額から差引いて行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日より施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年5月1日より施行する。